

豊中市伊丹市クリーンランド 第3次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 策定等委託業務に係る企画提案募集要領

1. 目的

「豊中市伊丹市クリーンランド 第3次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定等委託業務」契約予定者を以下の要領で募集し選考する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 豊中市伊丹市クリーンランド 第3次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
策定等委託業務
- (2) 業務内容 別紙 仕様書のとおり
- (3) 業務委託上限額 4,968,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 委託期間 平成 30 年(2018 年)4 月 1 日～平成 31 年(2019 年)3 月 29 日

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、次の全ての要件を満たすものとする。
なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 法人格を有し、大阪府内に本店又は支店並びに営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 公募日において、平成 29・30 年度の豊中市入札参加資格の認定を受けていること。
- (4) 豊中市入札参加停止基準(平成 7 年 6 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 1 日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」

という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (10) 過去に本業務と類似する調査や計画策定の業務実績があること。
- (11) 業務全般にわたり総括して担当する総括責任者を設置すること。
- (12) 総括責任者が(10)の要件を満たしていること。
- (13) 総括責任者及び業務に従事する主たる担当者の主な勤務地が大阪府内であること。

4. 日程 ※ いずれも平成 30 年(2018 年)実施

	一次審査がある場合 (応募者が 7 社以上の場合)	一次審査がない場合 (応募者が 7 社未満の場合)
募集要領等の公開	2 月 14 日(水)(予定)	
質問書提出締切	2 月 23 日(金) 17 時必着	
質問回答(予定)	2 月 27 日(火)	
応募書類提出締切	3 月 5 日(月)	
一次審査結果通知	提出締切日から 3 月 13 日(火)まで	—
プレゼンテーション審査会	3 月 19 日(月) 時～	
結果通知	3 月 20 日(火)(予定)	
契約締結	3 月 30 日(金)	

- (1) 応募書類提出者(以下「応募者」という)が 7 社以上の場合、一次審査(書類選考)を行い、一次審査通過の最大 6 社によるプレゼンテーションについて審査を行う。
- (2) 応募者が 7 社未満の場合は一次審査を行わず、全応募者によるプレゼンテーションについて審査を行う。

5. 応募書類

- (1) 参加表明書(様式 1)
- (2) 企画提案書
 - 1) 企画提案書の用紙サイズは A4 版縦とし、以下の(3)、(4)の内容を記載すること。企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。
 - 2) 本業務は、総括責任者 1 名及び担当者 1 名以上で構成するチームで取り組むこと。
 - 3) 総括責任者及び担当者は提案者の会社に属する者とする。
- (3) 企画提案事項
(様式自由、サイズは A4 用紙 10 枚以内(両面印刷で 5 枚以内)に収まるよう作成すること。)
企画提案を求める項目
 - ① 基本計画策定の基本方針及び実施方法

策定にあたっての基本方針及び施設の安定稼働に向けた方策や、市民周知についての考え方と方策

② 「森の中の再生工場」としての中長期的な展望

市民・事業者・行政等との協働や豊中市、伊丹市及びクリーンランドの地域特性、市民ニーズ等を活かした施策や取り組みについての考え方と方策

③ 効率的な施設・行財政運営及び計画の進行管理

効率的な施設・行財政運営及び計画の進行管理についての考え方と方策

(4) 業務実績・執行体制調書 (様式 2~6)

1) 提案者の概要 (様式 2)

① 「従業員(人)」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。

② 「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。

③ 「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。

2) 提案者の業務実績 (様式 3)

・平成 19 年度(2007 年度)以降に受注したごみ減量に係る計画(ごみ減量に関するアクションプラン及び一般廃棄物(ごみ)処理基本計画等)策定業務の実績を記入すること。

3) 総括責任者及び担当者の業務実績 (様式 4)

① 「従事技術分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記載すること。

② 「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、平成 19 年度以降に担当したごみ減量に係る計画策定に係る業務のうち、代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野(総括、技術など)を記入すること(複数記入可)。

4) 業務執行体制調書 (様式 5)

① 本業務の実施にあたっての取り組み体制及び特徴を記入すること。

② 役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記載すること。

③ 現在担当している業務数の欄に契約金額が 200 万円以上の業務数を記載すること。

④ 主な勤務場所は都道府県を記載すること。

⑤ 様式 5 は適宜作り変えてもよい。ただし紙数 1 枚に収まるように記入すること。

5) 業務計画予定書 (様式自由)

① 作業項目ごとに実施時期を実線で記入すること。

② 紙数 1 枚に収まるように記入すること。

6) 公募日から過去 3 年以内の処分歴等の有無 (様式 6)

(5) 見積書 (様式自由)

第 3 次豊中市伊丹市クリーンランド一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定業務見積書

見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。

6. 応募書類の提出

(1) 提出先 (事務局)

クリーンランド総務課 企画係 (電話番号 06-6841-5395)

〒561-0806 豊中市原田西町 2-1

(2) 提出方法：持参

月～金曜日(祝日は除く。) 午前9時～12時、12時45分～午後5時

(3) 提出期日：平成30年3月5日(月) 午後5時必着

(4) 提出部数

① 参加表明書、企画提案書、企画提案事項：各10部

② 業務実績・執行体制調書、見積書：各2部

(5) 提出形式：A4版縦型またはA3中折り・左端綴

参加表明書、企画提案書、企画提案事項のうち1部は綴じずにクリップ等でとめること。

参加表明書は正本1部(要押印)、残り9部はコピー(モノクロ可)、見積書は正本1部(要押印)、残り1部はコピーとする。

7. 応募書類作成の際の参考資料(クリーンランドホームページに掲載)

(1) 第3次豊中市伊丹市クリーンランド一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

・クリーンランドトップ > 新施設整備計画

> 第2次豊中市伊丹市クリーンランド一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改定)

http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/gomi_risaikuru_bika/cleanland/shinshisetsuseibi/kihonkeikakukaitei.html

(2) 豊中市伊丹市クリーンランド行財政改革大綱取り組み総括

・クリーンランドトップ > クリーンランドの取り組み行財政改革

http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/gomi_risaikuru_bika/cleanland/event/gyouzaisei_kaikaku.files/gyoukaku_review.pdf

8. 応募書類の取り扱い

(1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めない。

(2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。但し、契約予定者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(3) 提出された応募書類等は返却しない。

(4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。

9. 質疑対応

(1) 質問がある場合は、「質問書」(様式7)をメールで事務局宛に提出すること。

※質問がない場合も、確認のため、メールで質問がない旨を連絡すること。

(2) 提出先アドレス clean.soumu@toyotami-cleanland.jp

(3) 提出期限 2月23日(金)午後5時(必着)

・なお、提出されたすべての質問及び回答は、事務局から全員にメールで通知する。なお電話での質問は受け付けない。

10. 選考方法

(1) 選考審査会を設置し、提出された企画提案書、見積金額及びプレゼンテーション審査会での発表内容を総合的に評価し契約予定者を選考する。なお、契約予定者選考に係る配点は、企画提案書及びプ

プレゼンテーション9に対し、見積金額1の割合とする。

- (2) 応募者が7社以上の場合、提出された企画提案書、見積額について一次審査(書類審査)を行い、一次審査通過者として最大6社を選考し、一次審査通過者によるプレゼンテーションについて審査を行う。
- (3) 応募者が7社未満の場合、一次審査を行わず、全応募者によるプレゼンテーションについて審査を行う。なお、応募者が7社未満の場合は、提出締切日から3月13日(火)までに、全応募者に一次審査を行わない旨をメールで通知する。

11. 選考結果について

- (1) 一次審査を実施する場合(応募書類提出者が7社以上の場合)、一次審査通過者にはその旨とプレゼンテーション審査の案内、その他の応募者には選外となった旨の通知を、3月13日(火)にメールで通知する。
- (2) 選考結果は3月20日(火)にプレゼンテーション審査会参加者全員に対し郵送により通知する。
- (3) 審査の内容、結果についての問い合わせには一切応じない。また、異議申し立ては認めない。

12. その他

(1) 失格要件

1) 以下の場合は失格となることがある。

- ① 応募書類に虚偽の記載がある場合
- ② 応募書類に記載された総括責任者が本業務を担当できないことが明らかになった場合
- ③ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④ プレゼンテーション審査会に欠席した場合
- ⑤ その他、選定審査会において不相当と認められた場合

(2) その他

- 1) 本業務の受託者については、クリーンランドと仕様及び価格等を協議のうえ、クリーンランドの内部手続きを経て決定するものとし、契約予定者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。
- 2) 契約予定者が参加資格を失った場合は次点獲得者を契約予定者とする。
- 3) 受託後の総括責任者及び担当者の変更は、原則認めない。
- 4) 応募書類提出前又は提出後に参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに文書で事務局に通知すること。

問合せ・連絡先

クリーンランド 総務課 企画係

担当：村上、松本、新井

〒561-0806 豊中市原田西町2-1

電話 06-6841-5395 Fax06-6845-6194

E-mail clean.soumu@toyotami-cleanland.jp